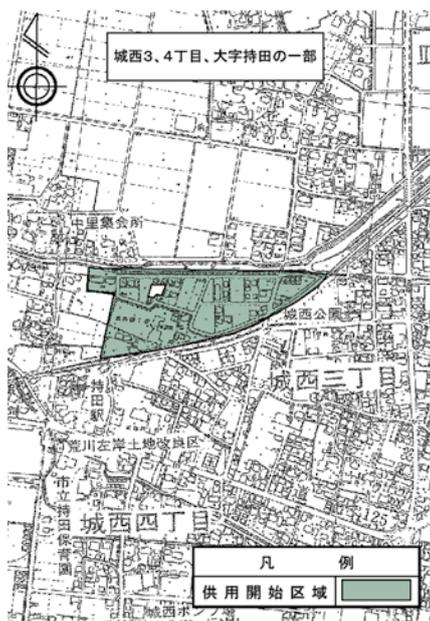


公共下水道が供用開始になりました

3月31日から、新たに次の区域で下水道が使用できるようになりました。下水道が整備された区域の皆さんは、早めに下水道の使用をお願いします。

〈整備された区域〉 城西3、4丁目の一部、大字持田の一部



▼問い合わせ 下水道課業務担当 ☎522-0303

障害基礎年金の子加算額と児童扶養手当が選択できます

このたび、障害基礎年金の子加算の運用の見直しが行われ、これまで子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は、児童扶養手当が支給されませんでした。児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合、児童扶養手当を選択して受給することが可能となりました。

なお、4月からの児童扶養手当を受給するためには、児童扶養手当の申請が必要です。

児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更できる方

配偶者*に障害年金の子加算が支給されている方で、児童扶養手当を受給していない方。または、配偶者*に障害年金の子加算が支給されておらず、児童扶養手当も受給していない方。

*配偶者は、児童扶養手当法施行令で定める障害の状態(国民年金法または厚生年金保険法1級相当)にあること

児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない方

母子世帯および父子世帯の方。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)または埼玉県子ども安全課 総務・児童手当・母子福祉担当 ☎048-830-3337

障害基礎年金の子加算が見直しされました

これまでは、障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している子どもがいる場合は、加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった子どもがいる場合にも、届け出によって障害基礎年金の加算を行うこととなります。

▶問い合わせ 保険年金課国民年金担当(内線270・275)または熊谷年金事務所お客様相談室 ☎522-5132